

町田市奨学資金支給条例を廃止する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 (2 0 2 0 年) 2 月 2 1 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市奨学資金支給条例を廃止する条例

町田市奨学資金支給条例（昭和40年2月町田市条例第2号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現にこの条例による廃止前の町田市奨学資金支給条例第4条の規定により奨学金の支給の決定を受けている者に係る当該奨学金の支給については、同条例の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

（町田市個人番号及び特定個人情報の利用等に関する条例の一部改正）

- 3 町田市個人番号及び特定個人情報の利用等に関する条例（平成27年12月町田市条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後			改正前		
別表第1（第4条関係）			別表第1（第4条関係）		
機関	事務		機関	事務	
略	略		略	略	
<u>7</u> 略	略		<u>7</u> 市長	<u>町田市奨学資金支給条例（昭和40年2月町田市条例第2号）による奨学金の支給に関する事務であって市規則で定めるもの</u>	
<u>8</u> 略	略		<u>8</u> 略	略	
			<u>9</u> 略	略	
別表第2（第4条関係）			別表第2（第4条関係）		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
略	略	略	略	略	略
			<u>7</u> 市長	<u>町田市奨学資金支給条</u>	<u>地方税関係情報であって市</u>

					<u>例による奨 学金の支給 に関する事 務であって 市規則で定 めるもの</u>	<u>規則で定める もの</u>
--	--	--	--	--	---	----------------------